

(第41期)

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

株式会社旭化成アビリティ

科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	(1,338,310,740)
流 動 資 産	439,724,098	流 動 負 債	617,408,640
現 金 及 び 預 金	46,471,233	買 掛 金	1,623,768
売 掛 金	10,497,959	短 期 借 入 金	192,734,095
商 品	3,478,298	未 払 金	418,408
貯 蔵 品	9,896,909	未 払 費 用	288,757,422
前 払 費 用	3,725,661	未 払 法 人 税 等	61,430,047
未 収 入 金	90,387,010	未 払 消 費 税 等	72,444,900
立 替 金	271,162,089	預 り 金	0
預 け 金	4,104,939		
固 定 資 産	917,582,031	固 定 負 債	720,902,100
有 形 固 定 資 産	809,974,521	退 職 給 付 引 当 金	158,902,100
建 物	716,630,995	長 期 借 入 金	562,000,000
構 築 物	58,039,899		
機 械 及 び 装 置	13,226,931	(純 資 産 の 部)	(18,995,389)
車 両 及 び 運 搬 具	0	株 主 資 本	18,995,389
工 具、器 具 及 び 備 品	22,076,696	資 本 金	40,000,000
建 設 仮 勘 定	0	資 本 剰 余 金	10,000,000
無 形 固 定 資 産	5,798,560	資 本 準 備 金	10,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	5,587,549	利 益 剰 余 金	-31,004,611
電 話 加 入 権 等	211,011	そ の 他 利 益 剰 余 金	-31,004,611
		繰 越 利 益 剰 余 金	-31,004,611
投 資 そ の 他 の 資 産	101,808,950		
長 期 前 払 費 用	514,042		
繰 延 税 金 資 産	101,175,908		
差 入 保 証 金	119,000		
資 産 合 計	1,357,306,129	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,357,306,129

(第4期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

- 商品 ……個別法による原価法に基づく低価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- 貯蔵品…総平均法による原価法に基づく低価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- 洗替貯蔵品…最終仕入原価による原価法に基づく低価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

- ……ソフトウェア (自社利用) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
- ……その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識している。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(会計方針の変更に関する注記)

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」を適用している。当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用

当事業年度より、「時価の算定に関する会計基準」を適用している。当該会計基準は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されている。

(3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。

これによる計算書類に与える影響はない。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。